

大阪府の提案に関する対応方針

管理番号	提案事項 (事項名)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針の記載内容 (H28.12.20閣議決定)
122	認定こども園に関する情報提供等の権限移譲	内閣府 文部科学省 厚生労働省	大阪府 滋賀県 兵庫県 和歌山県 鳥取県 徳島県 京都市 堺市 関西広域連合	<p>5【内閣府】 (2)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18 法77) (i)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省:文部科学省及び厚生労働省) (ii)以下に掲げる事務・権限については、指定都市及び中核市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)</p>
290	公営住宅管理業務におけるマイナンバーの利用	内閣府 総務省 国土交通省	大阪府 滋賀県 京都府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 徳島県 京都市	<p>— (参考) 6【内閣府】 (8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25 法27) (vii)上記のほか、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、附則6条1項に基づき、同法の施行後3年を目途として、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。 (関係府省:個人情報保護委員会、総務省、文部科学省及び国土交通省)</p>
291	認定こども園(幼保連携型以外)の認定権限の中核市への移譲	内閣府 文部科学省 厚生労働省	大阪府 滋賀県 兵庫県 和歌山県 鳥取県 徳島県 関西広域連合	<p>—</p>
288	総合特区推進調整費による支援期間の延長	内閣府	大阪府 滋賀県 京都府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 徳島県 京都市 大阪市 関西広域連合	<p>【関係府省における予算編成過程での検討を求める提案についての最終的な調整結果】 (H29.2.20公表) 総合特区推進調整費については、平成29年度予算案として15億円が計上されており、今後も調整費を活用した総合特区の財政支援を行っていく。 支援期間が「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られている点について、総合特区の目標時期到来に伴う新計画による新規事業についても、これを適切に支援していくため、調整費の支援期間を「平成32年度末まで」に変更する用途基準の見直しを行い、指定自治体等へ通知した。</p>